

第 42 回公害紛争処理連絡協議会から

東京都公害審査会の現況について

東京都公害審査会会長 紙子 達子

東京都公害審査会の現況について説明いたします。

東京都公害審査会は、公害紛争処理法の上限である15名の委員で構成しています。

委員は法律分野（弁護士）から5名、産業技術分野から5名（騒音・振動の専門家が3名、大気の専門家が1名、水質の専門家が1名）、言論分野（新聞社、放送局）から3名、公衆衛生分野（医師の大学教授）が2名です。

調停が申し立てられると、法律分野から1名、産業技術分野から1名、言論・公衆衛生分野から1名の計3名で調停委員会を構成し、調停を進めます。

調停委員長は慣例として法律分野の委員が務めています。

調停委員会では、必ず申し立てられた事案の専門家を委員として入れています。

これにより公害審査会の利点を活かした調停が行われると考えております。

裁判とは異なり、初めから専門家が関与しているため、事案の内容をいち早く理解し、スピーディかつ適切に問題点を把握することにより迅速に調停手続を進めることができ、ひいては適正・公平な救済をすることができると考えています。

東京都公害審査会は昭和46年4月1日に発足しまして、平成23年度末までに200件の事件を受け付けています。年間で約5件の事件を受け付けている計算になります。

しかし、大規模事件への参加申し立ても含まれておりますので、この点を除き、実質的な事件数でみると、年間で3～4件の事件を受け付けています。

ここ5年間の受付件数は17件で、年間で計算すると3.4件となり、この傾向はほぼ変わっておりません。

手続別の受付件数は、あっせんが7件で、調停が193件となっています。

あっせんは、昭和58年を最後に行われてはおりません。

終結した事件は198件であり、このうち成立した事件が112件、約6割となっています。6割が多いと言えるのかあるいは少ないと言えるのかはわかりませんが、東京都ではある程度の成立件数になっていると思っております。

また、打切りが66件、取下げが14件となっています。

却下と調停をしないというケースはありません。

なお、調停の平均処理期間は1件につき約1年（感覚でいうと1年弱程度）と思っております。

この他に公害等調整委員会に引き継いだ調停事件が1件あります。

この1件というのは、地下鉄からの騒音・振動の低減を求める事件であり、平成13年に受け付け、11回の調停期日を開きましたが、振動・騒音が複数の地下構築物を伝播して地上の構築物に与えるという、複合的な影響が問題になったもので、調査方法や対策がまだ確立していないため、また、全国的・広域的な見地から解決を図る必要があると考え、平成15年に公調委への引き継ぎをお願いしました。当該事件は、公害等調整委員会において8回の調停期日を経て、平成17年に調停が成立しております。

公害等調整委員会への送付3件については、県際事件であり、他県との連合審査会の設置の協議が整わなかったため、公調委に送付した事件です。

この他にも、調停が成立しましたが、被申請人の方が調停条項を守っていないため、申請人からの義務履行勧告の申出が過去に5件ありました。

以上のような状況が処理状況です。

取扱事件を公害現象別で見ますと、トップが騒音で全体の40%を占めています。

騒音・振動を加えると、約60%ということで、この現象の申立てが断トツに多いということになります。

2番目が大気汚染で20%強ということです。

発生源別については、条例上の規制対象となる工場が多く38%、同じく指定作業場が17%と、約半分強となっております。その他として、店舗、保育園等があります。

取扱事件の特色は、かつての工場等による産業公害の被害を訴える紛争は減少している一方で、都市型・生活型の公害の防止、快適な生活環境を求める紛争が増加しています。

また、平成に入りますと、廃棄物関係あるいは道路の建設の差し止めなどを求めて、国や地方公共団体等を相手方とする大規模な事件も目立ち始めました。

その代表的なものとしては、ダイオキシンの不安から周辺住民が清掃工場の建設中止を求めた事件であり、申請人が約1,000人と、非常に大きな事件でした。

その解決方法としては、調停案の受諾勧告をすると同時に、理由を付して調停案の公表を行いまして、全員が受諾勧告に異議を述べなかったため、調停が成立したケースがありました。

また、ここ数年の特徴としましては、騒音問題がほとんどを占めておりまして、発生源は多種多様ですが、低周波音の被害を訴えているものも増え始めています。これらは、被害者が1人あるいは複数いるが家族だけの申立てであり、近隣紛争的な小規模事件が多くなっています。

これらの紛争につきましては、大都市東京に特有な過密な土地利用や生活環境そのものに起因しており、また、人間関係の希薄さが加わって、調停事件を実際進めていますとその調整は、ますます困難になっていると感じています。

以上が東京都の現状ですが、東京都公害審査会ではこれまでに事件を処理していく中で築き上げたルールがありますので、御紹介したいと思います。

東京都公害審査会では、第1回の調停期日の後に現地調査を必ず実施しております。

これは、やはり百聞は一見にしかずということで、実情の把握ができるからです。

また、現地調査の役割としましては、第一に、発生源の確認を調停委員自身が行えること、第二に、公害原因の究明に役立つことが多いこと、第三に、解決策の検討や指導についての資料が現場で得られること、第四に、これが重要ですが、当事者によい心理的な影響を与えて、その後の調停の進行の上で説得力を有するという、この4点を挙げることができます。

この中で大切なことは、第一の実情の把握をするということと、第四の当事者によい心理的な影響を与えて、以後の調停が速やかに進むようにすることにあると思います。

委員がわざわざ現地に来て、よく見てくれたと、話も聞いてくれたと、理解してくれたと、そのようなことがその後の調停の手続を進める上で、非常に有効であると思います。

現地調査につきましては、事務局も大変な準備が必要ですが、効率的な準備が重要であると思います。第一に、あらかじめ図面等で重点的な調査事項をチェックする、第二に、関係機関、東京都の場合は23区等の市区町村と連絡をとりまして、必要な測定機械等の準備、あるいは調停に至る前の客観的な資料が得られるようにしております。第三に、当事者立会いの際に現場で当事者からよく話を聞く準備もあります。加えて、工場内の調査の場合には、いつ頃どんな時間に行っていीか、どういう点を見たいのかを示し事業主の了解を得た上で現場に伺うということが必要だと思います。

当事者の立会いということが非常に大切だと考えていまして、当事者双方に立会ってもらい、現場で当事者から事情の説明を受ける。また、被申請人については、申請人が訴えている被害の実情を、被申請人側にも体感してもらって理解を得るということも大切なことかと思ひます。場合によっては、当事者以外の近所の方にも伺うことがあります。このような準備をしています。

加えて、市区町村の参加と協力ということで、東京都公害審査会では市区町村に対して調停手続への関与を求めています。調停の申請がされる事件のほとんどは、市区町村の公害苦情相談を経て、申立てになっていますので、必ず市区町村に対して、これまでの苦情処理の経過や指導内容を文書で求めて、調停期日に市区町村の担当者の出席も求めています。このようにすることで市区町村の担当者からいろいろな情報、事情を聞いて、資料を入手でき、客観的な事実の把握について準備することができると考えております。

それから、小さいことですが公害審査会の調停会場では、机をコの字型ではなく、ロの字型にしております。調停委員の右側に申請人、左側に被申請人、向かい側に市区町村の担当者が座り、みんなで話合う形をとっています。現地調査の際には騒音の測定等が必要な場合には、その実施を市区町村に協力してもらって行うこともあります。

調停が成立した後に、あるいは不成立になったとしても、市区町村の担当者が調停手続に参加して経過を知っているということで、その後も当事者との間で係わり継続し、フォローをしていただくことが期待できますので、市区町村の参加も大切なことだと思っています。

以上、東京都の公害審査会の調停手続の例を御紹介しました。

次に、最近処理しましたタクシーの営業所等の事業計画の中止を求める事件と、介護予防施設から発生する低周波音の被害の防止を求める事件について説明（内容は略）